

議 長 日程第12、議案第21号「令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算」を議題
といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号「令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算」。

(総則)。第1条、令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水件数、711戸。

(2) 年間有収水量、17万8,700立米。

(3) 1日平均有収水量、490立米。

(4) 主要な建設改良事業、宮地田代水源次垂注入設備更新工事375万1,000円、宇津茂配水池水位計更新工事314万6,000円、宇津茂送水ポンプ場浄水池水位計更新工事314万6,000円、稲郷紫外線照射装置設置工事308万円。

(収益的収入及び支出)。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町上水道事業会計から長期借入金2,500万円を借り入れる。

収入。第1款水道事業収益3,362万3,000円、第1項営業収益1,635万5,000円、第2項営業外収益1,726万7,000円、第3項特別収益1,000円。

支出。第2款水道事業費用4,746万4,000円、第1項営業費用4,227万3,000円、第2項営業外費用309万1,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費200万円。

(資本的収入及び支出)。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,229万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入。第3款資本的収入1,290万円、第1項企業債1,290万円。

支出。第4款資本的支出3,519万6,000円、第1項建設改良費1,621万1,000円、第2項企業債償還金1,898万5,000円。

1 ページおめくりください。

(企業債)。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、1,290万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)償還の方法、政府のほか金融機関の資金についてはその融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

(一時借入金)。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(他会計からの補助金)。第7条、寄簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,069万7,000円である。

(棚卸資産の購入限度額)。第8条、棚卸資産の購入限度額は53万3,000円と定める。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。340ページをお願いします。

第5条、企業債につきましては、宮地田代水源池の次亜注入設備更新工事や、宇津茂配水池の水位計更新工事等、計4件の工事に充てるものでございます。

少し飛びまして、354・355ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入です。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることにより収益を得る分でございます。令和7年度の実績と見込みにより、前年度対比15万7,000円の減としております。

目3その他の営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして、消火栓維持管理負担金でございます。

項2営業外収益、目2雑収益につきましては、国が示す地方公営企業繰出金

基準により、交付税措置のある元利償還金の所定の額を一般会計から繰り入れるもの及び加入負担金でございます。

目3長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

356・357ページをお願いします。支出です。水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。

款2水道事業費用、項1営業費用、目1原水浄水・配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料の動力費などが主なものでございます。前年度に対する増額の主な要因は、量水器交換委託の件数増加と、水質検査の項目にPFOS・PFOAが加わったことによる検査費用の増額によるものでございます。

目3総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

目4減価償却費と5資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息につきましては、配水管敷設替えなどの事業に対する企業債利息30件分の償還金でございます。

358・359ページをお願いします。

目2消費税及び地方消費税につきましては、水道料金収入など課税売上げから施設整備費等経費など課税仕入れを控除し算出した国への納付金でございます。

360・361ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは4条予算の収支となります。

款3資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、宮地田代水源の次亜注入設備更新工事や宇津茂配水池の水位計更新工事等、計4件の工事の起債でございます。

362・363ページをお願いします。支出でございます。

款4資本的支出、項・目ともに建設改良費の節1報酬につきましては、毎日の点検等、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでござ

ございます。

節21工事請負費につきましては、宮地田代水源の次亜注入設備更新工事のほか計4件の工事となっております。

目2固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、136器分を計上しております。

項・目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金29件分の償還金でございます。

なお、346ページから352ページにキャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、364ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の最後説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 番 北 村 よろしく願いいたします。

寄簡易水道事業なんですけれども、収益的収支、営業収支ですよね、が1,400万円ほどマイナスとなっております。貸借対照表を見ると現金が100万円あるのと、減価償却費のほうが1,700万円上がっているんで現金としては多分もつんだらうなと思うんですけど、減価償却費ってこの部分を積み立てして設備を替えるときに使うお金なんで積み上げにしとかなきゃいけないと思うんですよね。これを使ってもたせているような状態で切迫していると思うんですけども、今後どのように考えているか、御見解をお願いいたします。

環境上下水道課長 御質問にお答えします。

令和6年度より企業会計化されまして、留保資金もほぼなくですね、企業会計初年度より運転資金が足りず借入れする状況であることを踏まえまして、早急な水道料金の見直しが必要であると考えております。上水道事業と同様ですね、コスト削減を徹底しまして類似団体と比べても給水原価を低く抑えられている現状がございます。給水収益の見直しに向き合うしかないのかなというふうに現状考えているところでございます。

以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。

今もうホームページにも出ていますのでね、パブコメの内容をちょっと確認させていただいておるんですけども、水道使用料金の改定が、上水道で言うと35%増額で、寄簡易水道145%増額を平準化して全町としても50%増の改定を検討していると記載されておりましたけど、これというのはあれですかね、使用量が変わらないという前提の下で御試算されたものと考えてよろしいでしょうか。

環境上下水道課長 お答えします。料金改定の素案におきます収支の見込みの試算につきましては、使用量ですね、つまり有収水量についてはですね、過去の傾向に倣いまして減少見込みで計算している、算定しているものでございます。

1 番 北 村 減少で試算されているというお話なんで来年度予算に関わるものではないと思うんですけども、令和9年度からボトルドウォーター工場が稼働するんですね、水道使用量が増えて年間で最大1,500万円程度の収入になると試算されております。これによってですね、寄簡易水道事業の収支がよくなると全町的な改定率も変わってくるかと思えます。一概にこの50%増ってかなり大きなもう負担だと思うんですよ。改定される際はですね、そのボトルドウォーター事業も御考慮いただいてですね、段階的な改定も御検討のほど、何とぞひとつよろしく願いいたします。要望で、回答は大丈夫です。

議 長 要望ということで。

ほかにございますか。よろしいですか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第21号「令和8年度松田町寄簡易水道事業会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。